## 附属機関の設置に関する条例

昭和29年4月1日福島県条例第35号

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による 執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条 例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
- 第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置 するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。
- 第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附則

この条例は、昭和29年5月1日から施行する。

## 別表(抜粋)

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福島県水産業振興審議会	水産業振興計画の樹立及び実施並びに水 産業協同組合の整備強化に関する重要事 項を調査審議する。